

5  
7  
7

長周  
叢書

萬  
治  
制  
法

[11]

030795-000-6

5-1

萬治制法

村田 峯次郎/編

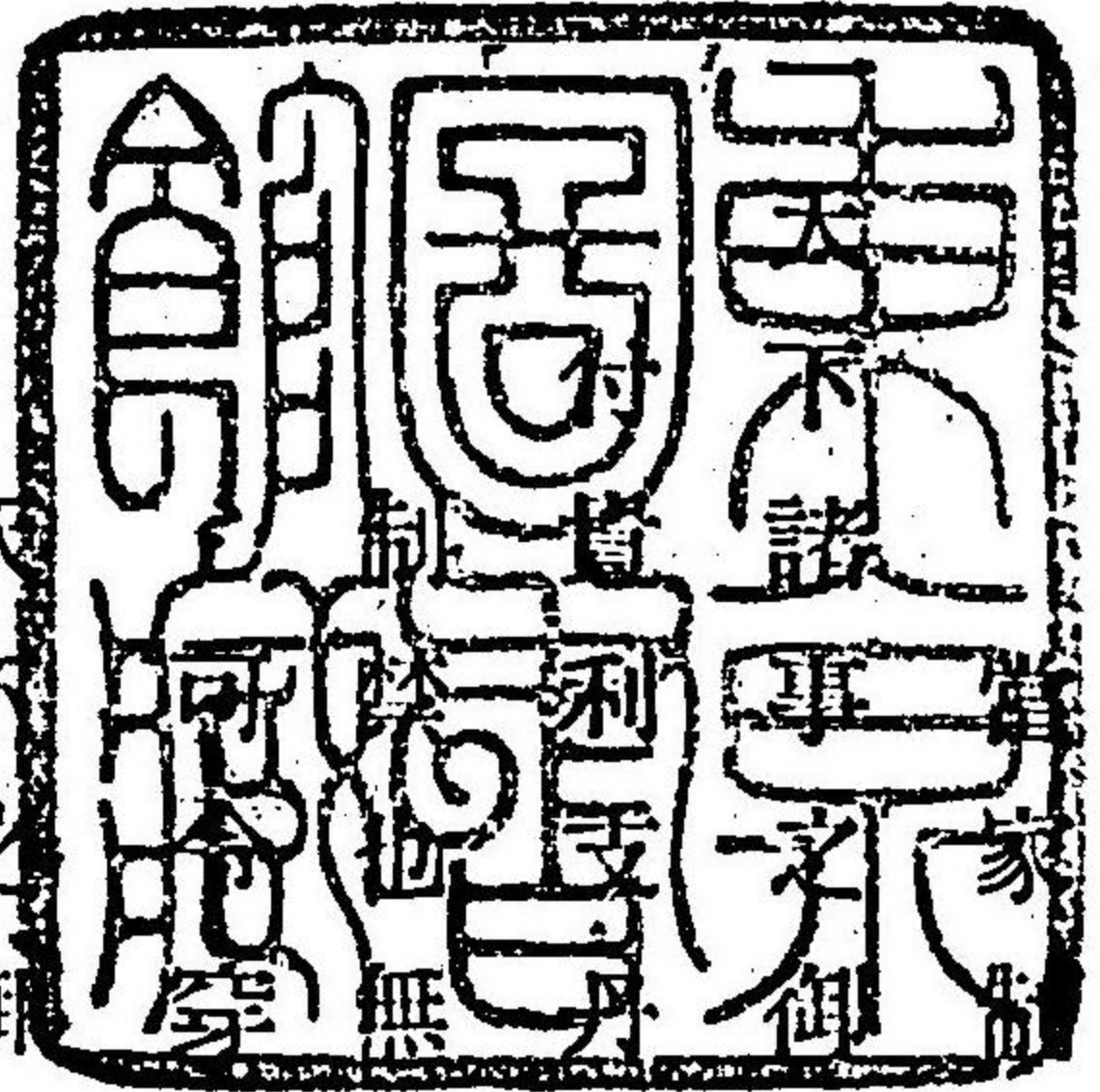
M24

BBB-0327



1922/11

萬治制法



法條々

制法宜相守事

宗門堅令停止訖是又天下嚴重の御

懈怠常々定置所の五人組の者相談

鑿自然脇より於露顯へ本人は可準

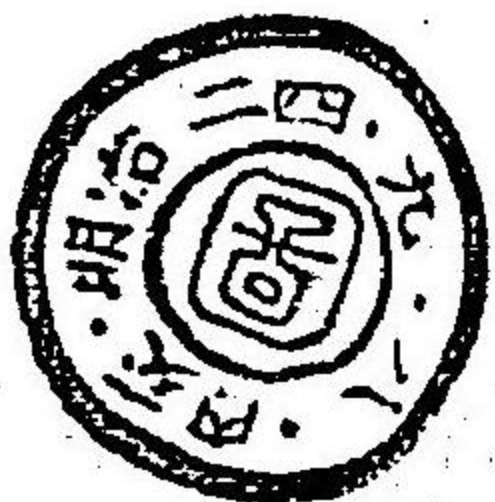
天下之御制法五人組の者も糺輕重可有其沙

汰事

一諸士面々常に可相嗜事

右諸士の常に文を學ひ武を翫ひ忠孝の道に志

と假初も禮法を亂さず義理を專へて公儀を



うやまひ法度を守り其役々におこたるへあら  
す此法於當家古より定置る、元就公の制法と  
り今以不可怠事

一 軍役不可怠事

右治よも不忘亂ハ是古來の法あり常に武具馬  
具堅固にして尤人馬共定のことく無緩可相嗜  
事

一 當奉行を差置縁引を以申訴訟之事

右當奉行をさし置強縁を以申理承引有間敷と  
の禁法ハ元就公の掟たり然上ハ訴人ハ不及謂  
取繼の者も且背先制且依怙の張本たり尤可相  
誠者なり

付奉行頭人掠正理立非儀構私曲萬事の沙汰よ

緩あらハ目付の者可言上事

一 訴訟之事

右累年人々不謂大小事訴訟恣にして太以狼籍  
の至なり因茲不論善惡邪正自今己前の訴訟堅  
令停止訖然上ハ古來の理於不絶ハ曲事たるへ  
と此法元就公制法の時元春隆景貞俊通良是を  
うけたまをてつて相禁する所の例を以今又相誠  
所あり

付向後以公私の志取立るもの雖有之不恐主命  
猜傍輩下より引例の並を以濫訴申出間敷事

一 諸公事之事

右訴論於出來は隨分以内證可取收總て少事を  
閉によつて終に及大事是誠公儀をかるしめ法  
に背罪人たり若於訴奉行所ハ双方糺明の上非  
分の方ハ其咎可重事  
付不依善惡一旦裁許の公事再不可悔返事  
一輕公儀破法族之事

右公儀を輕しめ下知法度破る者ハ君臣失禮義  
國賊たり誠以政道の妨國家の邪魔たり假令雖  
爲凡下の者蒙主命下知をみすは一門の歴々其  
外貴族たり共謹て其下知可相守是當家古來の  
法度たり  
一面々其分限と其役儀をのへり見て禮法猥よすへ

あらさる事

右其身々々の分際を察し其役々をかへりみて  
辭懇懃にして着座の時不踰品萬事をつゝし  
て進退相應の覺悟あるへし是元就公の制法也  
付家業を事とする者對諸士不可致慮外諸藝ハ  
其作法放埒よして次第を亂すにおゐてハ不  
謂儀あり自今以後假初の參會たりといふと  
も不可亂法事  
付諸士として又内の者農人町人ハ無理非法仕  
あけまじき事  
付面々下々の者共對直參之士慮外をいとすへ  
のらす自然不義不道を巧いといつら仕にお

あてゝ可爲曲事常々其主人々々行儀手堅可  
申付若みよりの族於有之ゝ且其主人の緩且  
ゝ法を輕する輩たり是元就公堅被相誠法と  
り其下人は咎の依輕重可處嚴科品より其主  
人も又可爲越度事

一 諸役之士可相護事

右不謂親子同名縁類無最負偏頗常に無欲廉直  
を專として萬事可執行且又對相役雖有遺恨於  
公用ハ互に不挾隔心申出す官身に引懸不惜一  
命を人の憎を請當家の爲よろこき様よ可裁判  
是又元就公の嚴法と

一 諸士專可相誠事

右諸士名利名聞にのゝはり諂權門勢家傍輩の  
爲を肝要として公儀を次ふとして分過に誇晝夜  
遊山風流を好く歌茶の湯盤上亂舞等よ心をう  
つとして是耳家業のことく翫事

付士たる者自用の外賣買利潤の才覺の事  
付士として醫療針治家業のことくする事  
付博奕其外不儀の懸勝負の事  
付耽男色女色事

一 結黨輕恩族之事

右萬事に徒黨をむすひ企非禮非儀を或ゝ人の  
爲に荷擔と却て忘主恩堅誓紙を取かゝと生死  
の交を結事古今所相誠あり違犯の族於有之ゝ

可爲重罪事

付他國の者に密事を通して當家の法を漏れ深  
重の交を結ふへあらず縱雖親子兄弟他國よ  
於有之の其行右に同じかるべき事

一組頭番頭并組の證人可心得事

右組頭の諸士の司たる上へ禮義正しく法度を  
護り組中の諸士と無親疎令一和諸役番等無甲  
乙可申付總て不依何事依怙私かく隨理可有其  
沙汰又道理を依て及貧究者有之の救立身體相  
續様に可有方便若又私の費をいたし手前逼迫  
して却て非義の訴於有之の彌子細を尋極可言  
上僉儀の上へ一廉越度可申付事

付組付の士とも其頭の下知を輕しめ我意を恣

にして總て無作法の族於有之の速に可申出  
一惡人其組有時の證人の妨とある物也然に  
此理くらき者の兎角人の惡事をいふ事非本  
意と心得て終に無沙汰に依て惡人の愈惡を  
増し善人も佞に染理を見ても不謂善人も惡  
人と共し總て徒ものと相成者あり是又其頭  
に疎にして組の僉儀無之の糺へきを不糺可賞  
不賞故あり急度此理を辨知て善人惡人共於  
有之の組頭明白に可申出若構私曲を不申出  
と一廉可爲越度事

付自他の組と雙方申分有之時の縱令我組たり

とも無理於申出の隨分申宥他組の理を理に  
取扱へし自分の組として無理を曳時と是又依  
怙の本たる事

付諸事證人よまあせ緩怠氣隨意仕間敷事

付組頭中寄相の時萬不可致結構尤美酒佳肴濃

茶等無用の至かり殊可致決斷沙汰よましへ

盤上私談禁止の事

付急度可落着事を組頭依緩令延引事太以可爲  
越度事

付不依何事從公儀申出事又不申出事組頭と  
て對組子申掠族自然於有之の可爲重罪事

付番頭之儀の組頭よ相次ての役人たり組頭闕

目有之時の其役に替て諸事可相勤於番所の  
相組中の作法交替の勤不勤慥よ見届其番の  
終よ無私組頭に可申達毛頭取繕於申掠ハ一  
廉可爲曲事事

付組付の士の組頭番頭證人等申渡旨宜承知萬  
事守組頭之下知其威を重くと懃懃に禮を盡  
し其役聊無怠可相勤自然申付役儀令違背者  
於有之の速に可言上若又其頭無禮よして行  
跡を妄し一組の内親疎を分ち自惰樂を事と  
して其組を惠ます組中の儀に付於有緩の爲  
組子再三可加諫彌無承引諸事怠あらは密に  
目付の者に可訟糺其實否可處嚴法事

付證人の儀ハ撰一組の中僉儀の上を以其役可  
申付然上ハ其組頭の怠りを諫め相組中の愁  
訴理又身體相續様に常々可氣遣勿論依怙私  
おく有體の沙汰可仕若私曲邪欲親疎の分有  
之其役に怠あらハ速ヨ可處重科事

付組頭怠有之聞へき事を不聞して何篇證人に  
まかせ致自由者於有之は頻ハ諫を加へし是  
又於無承引え聞届次第組頭の越度ホ可申付  
若又云へき事を不謂可争さるは是又證人可  
爲越度事

付證人萬事請組頭の助成善惡共に其組頭の心  
ヨ隨て媚諛相組中の馳走を請町人の音物を

得事堅令禁止訖此段目付の者え手堅申付上  
ハ若相背者於有之ハ依科輕重可處嚴法事  
付萬事抽餘人役儀無私堅固相勤證人於有之ハ  
組頭として可言上尤目付の者見分の上是を  
糺可加褒美事

一物頭可相心得事

右爲物頭者ハ其身壹人の役のみヨあらず數多  
の匹夫を預り法を定下知を堅すること其頭の  
心得尋常にてハ不可叶平生其身行跡堅固よし  
て諸役謹て相勤組中の者を健ヨ持あし一組一  
和し隙有時ハ弓鐵砲それハの武藝を令修練  
公役を專レ私用につかはす常に加憐愍身に



引懸身上相續候様可有方便若此法相背恣の作法於有之ハ組を召上依其品可處嚴法事  
付組の者は其頭の自由たるへと若故有て令誅  
伐時は相役中令相談僉儀の上を以相違大頭  
決定の後可任其心事  
付役目無甲乙可申付事  
付組の中に壺人肝煎と號して組中の事裁判する者相定上ハ此外壺人も無益の役不可加事  
付吉田以來の足輕筋目の者無相違様に可抱置  
若緩怠有之ハ大頭を以訴奉行所其下知を請  
て可順時宜事  
付組の者如是申出に募或ハ役目に怠或ハ慮外

無作法の體仕におゐてハ如何體おも可申付事

付組の者新參よ抱入事人柄堅固にして扣慥あるもの尤弓鐵砲を修練し或步行水練の達者或ハ力量剛成にして見懸健ふる者を宗とす  
へと右の一徳有之者ハ縦見掛見苦敷雖有之  
可召抱事

付組頭の下人自分の組え抱入間敷事

付組の者諸盤上其外諸士の作法をまね品を越たる仕形有之ハ則可召放事

付弓鐵砲の者其藝稽古の時已か業を忘れ其武器人に爲持間敷事

付對諸士慮外不仕様常々手堅可申渡最役所行儀能可相嗜事

付爲物頭組中の振舞并禮物音物受間敷事

一致家業者其役專可相勤事

右事家業者其藝無懈怠可相勤若捨自門之業於

學他門之業ハ可爲曲事但其家業爲増隆學之ハ

可爲格別雖然於其流義ハ無相違様可相續事

付他國の者ハ諸藝稽古の時契約仕其前廉其頭

に相届其頭より奉行所え申達免許の上稽古

可仕敢内證を以他所の者に契約停止の事

一諸士妄に他國出行之事

右他國出行之事堅禁之雖然於道理至極の儀ハ

其組頭え達と組頭より奉行所え訴へ其子細詳

ハ聞届可免許事

付兩國の内たりとも城下を離れ致一宿事於有

之ハ是又組頭え達と留守居の者え訴へ赦免

の上可參組頭無之者ハ奉行所え可訴事

一歩行士の儀ハ第一五調剛力を宗として兵法早業

水練等の役を常ハ工夫練磨と面々の役儀無闕如

堅固可相勤總て其頭の下知を請萬法度を守り貞

心の覺悟可爲肝要事

一諸士役儀の時不可難遊事

右於于時申出る役儀上役下役遠近をいえず聊

違背すへのらす私を以申付役儀たりとも一旦

勤追て理り可申出事

付手子付の侍とも不依何事其頭の下知も順へ

と雖然爲公儀不宜儀と存事於有之は其頭再三達て加異見無承引へ可訴奉行所事

付病者幼少ともよ不及力儀あら役日廻り相

當る時諸傍輩のかつきにゐる事一人二人に

慈悲を加を以諸人の痛とある事寔以小惠の

致所あり所詮自今以後病者の儀貳年迄ハ諸

役日常の者同前たるへと貳年過時ハ其身上

相當の役常よ倍すへと幼少は十八歳を限漸

他國役相成迄と幼少並として役儀の事病者

同前とるへと十八歳を過る時ハ組頭え訴諸

役よの常たるへと自然煩の年月に私を構幼少ハ其歳を僞於掠公儀ハ後日漏聞上一廉可

爲曲事

付從先年煩來るものハ今日より此定法の如く

役儀可仕事

付煩三拾日過ても不快氣時ハ其組頭へ訴へと

組頭無之者ハ奉行所へ可申達於遂快氣又右

之通可相届組頭奉行所よても病人帳を捺可

扣置事

一專我慢誇他人企讒佞亂風俗族之事

右我慢偏執にして猜傍輩嫌善事好惡事巧虛說

似眞實善人を排判する者ハ誠是風俗を亂す惡

人たり重科莫太あれハ世の爲人の爲不可有不  
罰若如此輩於漏聞ハ忽可處嚴科事  
附惡調儀の奴原種々遁辭を巧く外ハ法を護  
ル似たりといへとも内心ハ私を構色々に準  
て法度を亂す族於有之ハ可處嚴法事  
一好無用之事費金銀當役難勤族之事  
右士の嗜むべきハ兵具なり雖然結構を講て分  
限相應を肝要とすへとは是又當家舊制の法也況  
此外の器をや然ハ分過を好く美麗を専とし茶  
具世具衣類餅飲佚遊等の風流に財寶を費す輩  
いくそくそや誠戴主恩却て似不報主恩太以  
可爲停止事

付非師檀無益の奉加ハ入事令停止訖然上ハ種

々構遁辭取持者可爲曲事

一奢分過盡美麗屋作停止事

右無用の費を禁する上ハ此條雖不及謂不心得  
もの、爲に所相誠也總て屋作りハ盡奇麗事  
天下の御制誠爲眼前然に大小身共普請結構に  
とて分過倍古是皆奢より出たり自今以後新作  
事ハ不及謂取繕たりと云共目ハ立たる普請た  
らハ其頭え申達し奉行所并目付の者え相届可  
請其旨事

一禮儀禮物之事

右近親類縁者の外えハ祝言愁共に禮錢香奠其

外音信の贈答所相禁也品定の儀ハ奉行所より  
可申渡事

一 衣装之事

右先年從天下被仰出旨今以宜相守於國中專儉  
約を本として結構を致へからず品定の儀ハ委  
細別紙にまると奉行ともより可申聞事

一 饗應之事

右振舞の儀ハ物數定の外結構を致へからず自  
然限有之時におゐてハ奉行目付の者え達と可  
應其時宜品定の儀別紙に記し奉行共より可申  
渡事

一 私不可結婚姻并儀式之事

右夫婦合の道ハ人倫相續の根本たり然に當時  
猥に欲心不儀にして不順の縁を結事不謂儀也  
所詮自今以後百石以上の者婚姻をむすハ其  
約未定の内双方より可相窺決定の上可沙汰事  
付以内證犯法令巧遁辭婚姻太以停止之事  
付大身の者娘數多於有之ハ宗領娘壹人ハ同輩  
の者え遣へし其末々よりハ少身の者たり共  
可契約おとあへて結構の縁邊可爲無用是又  
天下の例法歴然たり聊不可相背事  
付嫁娶の儀式の事大小身共儉約質朴を本とし  
不可致華麗若此旨於相背ハ可爲曲事  
付再三の嫁娶の儀ハ年寄とも迄訴差圖を請て

可任時宜事

付不依大小身他國婚姻停止の事

一繼目跡職并養子之事

右不依大小身於有實子は雖爲幼少自今以後跡職全不可有相違者也雖然筋目相違の事於申出と實子たりとも可有違變若又實否不分明紛らととき事於申出と本人は不及謂其事取持親類縁者迄も可爲曲事兼又片輪者或癩瘡癩癩煩或狂氣心の者其外役儀不相成病者の類縱雖爲宗領家續尤令禁止訖然上と其二男三男等の中器量を以相續の儀可相窺當分愛よ溺れ私を以不可申出右に所謂宗領の外於無實子は養子の法

を以可申何事

付末期の養子の儀前々より雖相禁組頭目付の者證據として其身慥み筋目無相違於申出と僉儀の上或半分或三步壹可立遣若又其者抽諸人於致忠節ハ跡職相違有間敷者也但其期に望て組頭不居合時ハ番頭可爲證據人事付雖爲實子大不孝者又ハ家中に無隱越度人總て人倫の道に背者於有之ハ不及沙汰速に可處嚴科事

付實子養子たりといふとも無作法有之て或致追放令生害時ハ組頭まで申達其上訟奉行所其後可任存分事

付養子の法ハ本家氏族の中其器相當る者を撰  
ひ養子よすへし若又氏族の中於無之ハ可求  
他氏然則双方より姓名年數并約諾の趣詳に  
書付判形を居可訴奉行所其上年寄共より目  
付の者え相尋於無別條ハ可言上事  
付男女ともハ他國へ養子として遣事此方え乞  
請事甚令停止訖若不叶理於有之ハ其理非を  
糺し至極の道理たらハ免訴の上可遣取事  
付貪金銀又諛權勢の家に筋目違たる養子太以  
制禁の法也其先祖因勤功宛行領知等欲心不  
儀ふして利潤の作法於有之ハ全非士の法事  
付種々の調畧を以掠公儀養子仕おめてハ其惡

儀雖不顯經年序後於漏聞ハ親子共可行嚴法  
尤取持者可爲同罪事

付又内の者百姓町人等縦血脉相續之者たりと  
いふ共一旦其家ふくさハ直參の者の養子  
とする事可爲停止雖然其器量拔群にして逸  
藝有之者と僉儀の上可召加家人事

付他の子を養と云共大不義にして養父の心よ  
背くハ其親ハ悔返すへし是古來の法也但養  
子咎なきに難非をつくる事可爲養父の越度  
是又早く悔返して如誓約家督無相違可讓與  
事

付諸藝者の子其藝不勤として親におとり又家業

を學ひすして他業を學ぶ者有之と或は扶持  
を召放或は知行可減事

付及鬪諍相果者の跡職双方の理非を糺し理不  
盡ある者の跡をハ一向可沒收又道理の上一  
且堪忍するといへとも無理を仕懸るに依て  
是非於相果ハ僉議の上跡職可立遣事

付隱居者の知行扶持方の儀ハ依品一代は領知  
可申付事

付隱居仕者其宗領及末期養子の遺言令忘却相  
果時ハ其親又罷出一旦役儀所勤の上理於申  
出ハ僉議の上を以次男三男或養子たりとも  
家續可申付事

一 諸士次男三男召抱事

右當家の儀ハ譜代の筋目歴々有之故二男三男  
等召置時を依怙私あく令僉議片落無之様可申  
付委細年寄共より可申渡事

一 人沙汰之事

右自他國共に本主の構ひ有之者不可抱置若子  
細を不知して抱置者ハ從本主付届於有之ハ其  
道理糺明の上速よ可差返但先より理不盡の儀  
申懸におゐてハ奉行所え訴可請下知其外人沙  
汰の條數別紙に有之以其旨可沙汰事  
付縦直參の者の一族たりとも一旦主從の契約  
をむすふ上ハ下人たる者ハ其主人の心よ任



すへき事勿論あり然上は依事の體雖加誅伐  
と其親類縁者として毛頭憤り有へからず若  
此旨於相背ハ一廉可爲曲事

付背天下國家の法大逆無道人國中に來るに  
あてハ其所の者見聞の上密ニ可訴奉行所若  
隱置脇より於漏聞ハ一廉可爲曲事

付當家にゆかり有之者一旦令他國又當家に縁  
を求て其由緒により目見を望者の儀と年寄  
共内證よて能く兪議して其上可言上依道理  
可有目見事

付町人細工人常々少扶持を加置自然爭論有之  
時其者の家人と號する事太以不謂儀也自今

以後奉公人の不及沙汰町人一偏の作法よ可  
申付事

一喧嘩口論捕籠者并走り者の事

右喧嘩口論雖爲停止若出來の時ハ依其時宜先  
其所ハ於有之ハ早く取収其場の前後の次第見  
届後日相窮時堅固ハ證據可申出尤荷擔の者ハ  
先條ハ所相誠あり自然番所役所等にて喧嘩口  
論於有之は其役所番所の者として可相計聊他  
番の者不可交加若其所ハ居合又ハ談合評定の  
ため出合の者貳三人ハ可爲格別其外の者ハ其  
番所其役所を相譏り妄ハ不可出合又取籠者の  
儀ハ相定る如法の其役々の者可捕収本人を遮

不可推參者也雖然其役人早速不馳來令延引大  
事及ハ、其所に有合の者共僉議の上を以相圖  
擲の者來時可渡事

付俄の走り者於有之ハ別紙相定如法其請口々  
ハ堅固可相守事

付他國に至り途中よて不慮ハ追懸る者に行逢  
時身ハ不引懸事におゐてハ一向構ひ申間敷  
事

一重科人申付場え承りの役人之外不可推參事

右人差を以申渡旨脇より我意を恣よとして遮て  
本人事且輕上意且侮傍輩亂法の本より若此旨  
於相背は可處嚴法事

一失火之事

右日夜ともハ火用心不可有懈怠以一家の緩を  
國家の費をふす事莫太あり專可慎者なり尤自  
他の爲雖不可有緩殊に大風等の時は猶以自身  
手堅其下々に下知をふし火事不起様可相護事  
付失火出來の時ハ面々の請口堅固相護不可有  
緩事

付別紙に定置所の火消の法宜相守其頭にハ其  
手々々え能下知をふし證人の働其甲乙を見  
届可言上其組の儀ハ其頭に下知を請組下々  
々の者へ手堅法を下し其節堅固可相勤事  
付諸士の家々大小身ともに水溜桶かけはし等

堅固に拵へ不斷水溜置へし若於不用意ハ其  
主人可爲緩事

一乘輿之事

右一門の面々家老の者出家沙門拾五歳以下の  
者ハ不及免許可乘輿五拾歳以上の老人又醫者  
病人等は赦免の上可乘事

一知行守護之事

右面々所宛行の領知の儀年々修補不怠所務を  
薄し百姓を隣み田畠不荒様可令守護若所務を  
苛し不厭民苦使百姓分散或ハ山林をあらじ或  
井手川除堤道橋等の修補不怠り惣て熟田を不  
毛地とあす事大ある國賊たり不可有不誠因茲

元就公政道のため堅所被相制の法あり自今以  
後宜相守此旨者也然上ハ郡奉行代官等藏入給  
主をわのたす毛頭無私見聞の上速よ可言上其  
法堅固ある者にと可加褒美不堅固ある者をは  
則可召放給地事

付郡奉行代官等背先條の旨傍輩の爲として掠  
公儀訴へき事を不訴者當分雖覆隠後年に至  
りて漏聞おゐてハ可爲同罪事

一目付之者可心得事

右今度申出る旨堅固よ相議諸士の善惡邪正と  
もに毛頭無私見聞の上速よ可言上可有賞罰嚴  
重の沙汰若目付とて挾私於不訴ハ其科可重

事

以上

右此條數を受天下御制法の旨或は考元就公以來の舊記漸所記の法令三拾三箇條令潤色訖聊以非企新儀の法を是故爲當家の式目而宜相守自今以後年々不怠至正月十一日宜令讀知之若十一日公用相障則其翌日可執行然上を先條所載法令於令違犯へ僉議の上明糺咎の輕重或ハ斬首切腹國退遠流又籠舍閉門過料の七刑全不可遁此法堅固於相守ハ其賞尤重此條可申渡者也

萬治三年

九月十四日

御墨印

毛利主膳殿

毛利隱岐殿

堅田安房とのへ

益田孫左衛門とのへ

榎本遠江とのへ

萬治制法とはもと長門周防兩國の太守毛利綱廣卿  
(泰巖公)の家祖元就卿の遺法に基き深くその奥旨を  
鑒み並に當時幕府の法令等を參酌して制法三十三  
箇條を定め萬治三年九月十四日發布せられたるも  
のあり國人仍て萬治制法或は萬治條目と稱す爾來  
貳百餘年毎歲正月十一日よそ政廳に於て群臣列座  
の前に之を朗讀せしむ又凡そ國內兒童の小學に入  
るときハ必ずこの法文を習字帖に書しおのゝ幼  
時より之を熟習暗記せしめたるものにて實に前代  
の憲法ありこの故に數百年の間一句一條の改正を  
く全然治平の安きを致したるものは此法の正且つ  
善あると歴代徳政の化厚きを知るに足るへし此外

同時に發布せられしは御一門衆箇條、評定場箇條、目付、衆箇條、寺社方箇條、物頭箇條、中間頭箇條、町方箇條、郡中箇條、寄合事箇條、衣裳箇條、振舞箇條、乘懸並小馬其他諸法度箇條、収籠者箇條、搦番箇條、火消箇條、屋敷方箇條、繪師箇條、人沙汰箇條、出津箇條、御所務代箇條、給領所務代箇條、山屋敷箇條、惣御門箇條、御下り之先々物定箇條、同御相伴定箇條、御膳上ノ衆御臺所人え遣物定箇條、與頭衆箇條、寺社方伺物箇條、目付衆伺物箇條等の法令ありと認めこの三十三箇條と俱し印行すへき筈ありと漸く浩卷を成すの恐あるを以て餘はみま他日の擧を待つことゝあせり

明治二十四年八月二十日

村田峰次郎謹識

明治二十四年八月二十五日印刷

明治二十四年八月二十六日出版

編輯者

山口縣士族

村田 峯次郎

東京市四谷區  
町七十二番地

發行者

東京府士族

稻垣 常三郎

同神田區淡路町  
一丁目一番地

印刷者

東京府士族

堀田 道貫

同京橋區山下町  
二十二番地

